

令和8年度 沼津市立浮島中学校部活動方針

【1】部活動の目的

- (1) 部活動に自主的・自発的に参加し、個人や集団の目標に向かって取り組む中で、爽快感、達成感等の精神的充足や楽しさ、喜びを味わう。
- (2) 異年齢集団に属し、仲間や教員等との密接な関わりを通して、社会性を育む。
- (3) 目標達成に向かって互いに励まし合い、高め合うことで、他者の多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にすることを育む。

【2】部活動名

- ・サッカー部（男女）
- ・女子バスケットボール部（女）
- ・バドミントン部（男女）

【3】入部の規定

- (1) 部活動への加入は、任意加入制とする。
- (2) 男子はサッカー部、バドミントン部の中から選択して加入できる。女子はすべての部の中から選択して加入できる。

※クラブチームに所属し、中体連に出場する場合には、指定日までに出場の手続きを行う。

【4】活動について

- (1) 活動日数は、平日は週3日以内、休日は原則月4日（土日どちらか1日）以内とする。
※サッカー部は、R7年度8月より、ヌマカツとして休日実施。（任意参加）
- (2) 休日の活動時間は、月32時間以内とする。
- (3) やむを得ず土日両日とも活動をしなければならない場合は、校長の承認を得てから行う。
ただし、月32時間の上限は変わらない。
- (4) 休日の活動を自校で行う場合、顧問または合同チーム相手校の顧問または外部指導者が参加できるときに行う。試合を他校で行う場合、外部指導者のみの引率はできない。

【5】部活動の継続及び廃部の要件について

部活動の継続及び廃部は以下の要件を満たしているものとする。

- ・生徒の人数が4月の時点（1年生入部希望確認後）で、競技として成立し、かつ、担当顧問が配置できる場合。

*なお、以上の条件を2年間満たしていない場合は新しい部員を募集せず、前年度までに所属していた全部員が卒業後に休部とする。

【6】平日の活動

- (1) 平日の活動時間は最大 16 時 30 分までとする。
- (2) 朝練習は実施しない。

【7】休日及び長期休業中の活動の留意点

- (1) 休日の活動予定（活動日数、活動時間）は、校長と教頭の承認を得た後、前の月の 25 日までに生徒及び保護者に周知する。（予定表を配布）
- (2) 休日の浮島中体育館及びグラウンドについては、休日に使用する部活動で連絡・調整して決める。特に体育館については、浮島小学校の体育館の土日使用を含めて調整する。その後空いている場合は先着順とする。（祝日も同様）
- (3) 浮島小学校の体育館の使用予定がない日に活動をしたい場合、浮島地区体育委員会に申請してから使用する。（保護者会の練習も同様）
- (4) 長期休業中は土日の活動は行わない。

【8】入部、転部、退部について

- (1) 入部する場合は、入部届に本人氏名、部活動名、保護者の署名をし、顧問に提出する。
- (2) できるだけ 3 年間続けられるものを選ぶようにする。
- (3) 退部する場合は、退部届に保護者、学級担任の署名をし、その後顧問に提出する。
- (4) 年度途中の入部も認める。

【9】外部指導者について

- (1) 外部指導者は、本校の校長・教頭・教員以外のものとする。
- (2) 学校の教育活動を十分理解しており、その点を校長が認めた者とし、外部指導者申請書を提出する。
- (3) 日常の指導が定期的に十分に可能な者とする。
- (4) 各大会のベンチ入り等の用件は、該当する大会の要項に準ずる。
- (5) 部活動の運営においては必ず教員を配置し、外部指導者が単独で運営することはできない。
- (6) 大会の引率や他校での活動への引率は教員とし、外部指導者のみで行うことはできない。
- (7) 中体連会議、監督会議の出席はできない。
- (8) 競技中のベンチ内での活動については、競技規則に準ずる。

※県や市の部活動ガイドラインが示された場合、その都度部活動規約を再検討する。